

第8 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の書き方

事前に年分が印刷されていない場合は、提出する法定調書の年分を記載してください。

令和 **07** 年分 給与所得の源泉徴収票等の
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26))

「①俸給、給与、賞与等の総額」欄

この欄は、「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出するか否かにかかわらず、全ての受給者（年の途中で退職した方も含みます。）について記載してください。

「人員」欄

給与等の支払を受けた方の実人員を記載してください（丙欄適用の日雇労働者の人員を含みません。）。

通常は、作成された源泉徴収簿の枚数に符合します。

（注）「給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書（納付書）」に記載した人員の累計を記載することがないようにご注意ください。

「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄

「給与所得の源泉徴収票」の「源泉徴収税額」欄の税額が「0（ゼロ）」の方の数を記載してください。

（注）記載漏れが多い項目ですので、ご注意ください。

「支払金額」及び「源泉徴収税額」欄

年の途中で就職した方が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉徴収税額を含めずに記載してください。

（注）年末調整により差引超過額が発生し、その超過額が支払者の徴収税額を上回る場合には、「源泉徴収税額」欄には「0（ゼロ）」と記載します。

「③源泉徴収票を提出するもの」欄

「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出するものについて、人員、支払金額及び源泉徴収税額の合計を記載してください。

なお、①の総額欄と異なり、年の途中で就職した方が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉徴収税額についても含めて記載してください。

「④退職手当等の総額」欄

退職手当金等の支払を受ける全ての受給者について記載してください。

「賞金」欄

所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金（馬主が受ける競馬の賞金）を含みます。

「⑤ ①のうち、支払調書を提出するもの」欄

支払調書を提出するものの合計を記載してください。

「①のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金」欄

所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金（馬主が受ける競馬の賞金）の支払金額の総額等を記載してください。

「①使用料等の総額」欄

支払の確定した不動産の使用料等の総額を記載してください。※支払調書の提出を要しないものを含みます。

「①譲受けの対価の総額」欄

支払の確定した不動産等の譲受けの対価の総額を記載してください。

なお、27ページ **2 各欄の記載要領** ⑧(4)の補償金がある場合は総額に含め、当該補償金を「(摘要)」欄に記載してください。

令和 年 月 日提出		税務署長 殿	事業種目
税務署 受付印	住所又は 所在地	東京都千代田区大手町1丁目3-3	調書の提出区 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4
	電話	03-xxxx-xxxx	
	(フリガナ) 氏名又は 名称	コクセイサンギョウ	(フリガナ)
	氏名又は 名称	国税産業 株式会社	
	個人番号 又は 法人番号注	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	作成担当者
	(フリガナ) 代表者 氏名	コクセイ イナロウ 国税 一郎	作成税理士 署名

1 給与所得の源泉徴収票合計表			
区分	人員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支払金額
(A) 俸給、給与、賞与等の総額	101	19	253
(B) ①のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金			
(C) 源泉徴収票を提出するもの	5		2
(D) 災害減免法により徴収猶予したもの			
(E) 摘要			

2 退職所得の源泉徴収票合計表			
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額
(A) 退職手当等の総額	3	25600000	
(B) ①のうち、源泉徴収票を提出するもの	1	10,000,000	

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表			
区分	人員	金額	源泉徴収税額
所得税法第104条に規定する報酬又は料金(1号該当)	5		
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)	6		
診療報酬(3号該当)			
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)	3		
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)			1
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)			
契約金(7号該当)			
賞金(8号該当)			
(A) 計	14		1
(B) ①のうち、支払調書を提出するもの	12		1
(C) ①のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金			
(D) 災害減免法により徴収猶予したもの			
(E) 摘要			

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額
(A) 使用料等の総額	15	9,628,000	
(B) ①のうち、支払調書を提出するもの	12	9,328,000	
(C) 摘要			

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)			
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額
(A) 譲受けの対価の総額	13	145,650,000	
(B) ①のうち、支払調書を提出するもの	10	144,650,000	
(C) 摘要			

内 補償金は、4,650,000円

※ 控にはマイナンバー及び法人番号を記載しないでください。

法定調書合計表

要番号 01101

整理番号 00006637

提出媒体 1

1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 斡旋

1 17 17 17 30 30 30

コクセイ タロウ

国 税 太 郎

税理士 調書 一郎

税理士番号 912345

計 表 (375)

金 額	源 泉 徴 収 税 額
649800	12883400
96,500	0
6,436,800	1,412,500

計 表 (316)

金 額	源 泉 徴 収 税 額
0	153150
0	102,100

合 計 表 (309)

支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
400,000	40,840
4,500,000	459,450
4,456,000	169,077
300,000	0
9656000	669367
9,606,000	664,262

源泉徴収税額 (摘要)

不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

分	人 員	支 払 金 額
手数料の総額	3	1,600,000
うち支払調書 提出するもの	1	850,000
		外 1 人 650,000

通信日付印 確 認

提出年月日

身元確認

区 分

A B C D E F G H

「調書の提出区分」欄

法定調書の提出区分を記載してください。

- 1 新規に法定調書を提出する場合 「1」(新規)
- 2 追加の法定調書を提出する場合 「2」(追加)
- 3 訂正分の法定調書を提出する場合 「3」(訂正)
- 4 無効の法定調書を提出する場合 「4」(無効)

(注) 記載漏れにご注意ください。提出誤りがあった場合などの「調書の提出区分」については、33～34 ページをご覧ください。

「提出媒体」欄

法定調書の種類ごとに右枠外の2桁のコード(電子=14、FD=15、MO=16、DVD=18、書面=30、その他=99)を記載してください。

「本店等一括提出」欄

支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて光ディスク等により提出(本店等一括提出)する場合には、「有」に○をしてください。この場合、光ディスク等の提出の際には、「支払調書等合計表付表(光ディスク等提出分)の次葉『支店等別、支払調書別件数表』」についても併せて記載・提出してください。本店等一括提出については、2ページを参照してください。

「翌年以降送付」欄

令和8年分以降、合計表の送付を行いません。
この欄の記載は不要です。

「税理士番号」欄

税務署からの連絡を的確に行うために、作成税理士の登録番号の記載をお願いするものです(任意)。

「人員」欄

「支払を受ける者」の人格(個人か個人以外の者(法人等)の別)により区分して記載してください。

(注) 報酬・料金等の支払を受けた方の実人員を記載してください。

「支払金額」欄・「源泉徴収税額」欄

該当する区分ごとに全ての報酬・料金等をそれぞれ記載してください。

「④あっせん手数料の総額」欄

支払の確定した不動産売買等のあっせん手数料の総額を記載してください。

「(摘要)」欄

「不動産の使用料等の支払調書」及び「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「(摘要)」欄にあっせん手数料に関する事項を記載して提出するため、この支払調書の作成・提出を省略したものについては、その支払先の人員と支払金額の合計を「(摘要)」欄に記載してください。

税務署整理欄の中は記載しないでください。

- 1 手書きで合計表を作成される場合には、この合計表は機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載してください。
- 2 マス目が設けられている欄に記載する際には、マス目の中に丁寧に記載してください。

(注) この欄には、記号・文字(「¥」など)を記載しないでください。

合
計
表